

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 デジタル都市推進課
データ管理活用G
主幹 渡辺

供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査係長	係員
件名	令和6年第6回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日時	令和6年11月28日（木）午後3時00分から午後4時30分					
場所	市役所附属棟1階第3会議室					
主催者	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会 会長 周 作彩					
出席者	(委 員) 周会長、有川副会長、伊澤委員、伊藤委員、鴻巣委員、田島委員 岡澤委員 (事務局) 坪井部長、栗山課長、小崎課長補佐、中谷課長補佐、記録者					
欠席者	なし					
傍聴人	0人					
議事録署名人	田島委員、鴻巣委員					
〈会議の内容〉 1.開会 2.議事 (1) 個人情報安全管理措置規程について (2) 電磁的記録の開示方法について (3) その他 3.閉会						
1 開会						
事務局	それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中、令和6年第6回龍ヶ崎市情報公開個人情報保護審査会にご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、会長が20分程遅れているということですので、先に進めさせていただきます。 また、有川委員につきましても、現在本庁舎3階で法律相談に対応いただいておりますので、少し遅れてまいります。 まず初めに、本日の出席状況です。 本日は、2名の委員が遅れて出席とはなりますが、すべての委員にご出席いただいておりますので、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告します。 次に本日の会議の運営について確認をさせていただきます。 本会議は公開の対象となる会議でございまして、市公式ホームページにて、皆様のご発言内容も含めた議事録を掲載させていただきます。 議事録作成のため、前回同様に発言の際にはお手元のマイクスイッチをいただいて、赤いランプがついてから発言をしていただきまして、終わりましたら、マ					

	イクを切っていただきますようお願いいたします。 なお、発言の内容に、個人に関する情報など、公開できない情報などが含まれていた場合には、議事録を公開する際に、発言内容の当該箇所にマスキングや発言の趣旨が変わらないように別の言葉に置き換えさせていただくことがございます。 また、その場合には、公開前に会長と調整をさせていただいたうえで、公開をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは、1つ目の議事から進めさせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
2 議事 (1) 個人情報安全管理措置規程について	
事務局	議事(1)について説明。
事務局	議事(1)についての説明は以上とさせていただきます。また、会長がまだこちらにお見えになっていないようですので、続きまして議事(2)電磁的記録の開示方法についても説明させていただきたいと思います。
事務局	議事(2)について説明。
周会長	事務局から議題2つについて説明がありました。質問やご意見があれば、お伺いしたいと思います。
田島委員	議題(2)の資料の中で、龍ヶ崎市が管理する情報の公開に関する規則(新)の付則に「令和5年4月1日から施行する。」と書いてありますが、これはどういうことでしょうか。
事務局	こちらは右側の旧のものをそのまま転記しておりまして、改正するときにはその施行日を改めて記載します。
田島委員	規則の改正はいつ頃を予定していますか。
事務局	今年度中に整理して、来年度には運用を開始したいと考えています。
田島委員	それであれば、その日付を書けばよいかと思います。
鴻巣委員	「電磁的記録の開示方法」に関し、2月の審査会で明示した方が良いのではと申し上げ、5月の審査会では規則の改正は他市の事例も踏まえ時間をかけて整理するとのことでしたが、今回、この部分を急いで改正する理由は何でしょうか。
事務局	先ほど他市の状況などもご説明させていただいた中で、紙による公開のみという市がほとんどない状況で、現状に即して、電磁的記録の公開にも対応できるように、この部分だけでも開始したいと考えています。
周会長	最近はまだ電磁的記録がほとんどなので、これについての公開方法が定められてないというのは、やはり問題だと思います。
田島委員	定めた方がいいですね。
事務局	本日いただいたご意見をもとに修正をして、法制部門に審査依頼をしたいと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。
周会長	議事(2)の内容についてご意見等ございますか。

田島委員	私はこれでいいと思います。 特段、他の市町村と違ったところはないように思います。
周会長	有川委員、いかがですか。
有川委員	これでいいと思いますが、電磁的記録として光ディスクと記載されていますが、一般的にはCD-RやDVD-R、ブルーレイなどがあると思いますので、ビデオディスクであれば、DVD-R、ブルーレイなど、一般にみてわかりやすいように記載していただいた方が良くと思いました。内容的にはこのような形で改正は必要だと思います。
事務局	いただいたご意見を参考に、今一度検討したいと思います。 ありがとうございます。
田島委員	議事(1)の対照表(A3)の資料がありまして、左側が安全管理措置規程、右側が情報セキュリティポリシーとなっている資料ですが、これはどのような資料ですか。
事務局	当市ですでに策定されている情報セキュリティポリシーと、今回策定案として出した安全管理措置規程の内容を並べさせていただきました。セキュリティポリシーに関しましては、情報資産全般に係る取り扱いなどを規定しているものになりましてそのうち、今回策定の安全管理措置規程につきましては情報資産のうち保有個人情報に対する規程というところになっております。 双方の規定内容に齟齬が出ないように、このような整合表を作成し整合性を取ったうえで今回策定しておりますので、このような形で併記させていただいております。
田島委員	わかりました。 最近は闇バイトなど社会情勢が緊迫していますので、情報の管理は本当に大切だと思いますが、この安全管理措置規程、それからセキュリティポリシーが、それぞれの立場や職員の行動規範のような内容となっていると見受けられます。このような形で決めたのはいいですが、それを実務上できそうかというところです。忙しい日常業務の中で、意識しながら、仕事を進めていける余裕があるのかなという感じがしました。 規程はありますが、それが職員にどのぐらい周知されて、職員がどのぐらい意識して、認識して仕事をやられてるのかなということが少し心配な感じがしました。 あと、規程があっても、それを実行できるシステムを作っておかないとうまく機能していかない可能性があります。
事務局	現在、情報セキュリティに関する研修と個人情報の取り扱いといったところの研修を2つ設けております。それぞれ管理職対象にしたもの、担当者を対象にしたものを適宜実施しております。そういったところで意識を持っていただいて、日々の業務に当たっていただくというところです。
事務局	補足をさせていただきますと、職員研修に関しましては、研修の他にも、eラーニングといいまして、パソコン上でできるようなテキストを見て、問題を解いていくような研修も実施しています。例えば、個人情報を扱う部署またはマイナンバーを扱う部署など、それぞれの業務内容に即したものを受けていただいております。

	ります。その他にも、データ利活用と個人情報の取り扱いといった研修会を別に職員向けに実施したりするなど、個人情報の取扱い、情報資産の取扱いについて、周知する機会を設けて意識づけをしているところです。 また、各市で起きている情報セキュリティ事案などを事例として日々のメールで定期的に周知し、当市で起こさせないよう心がけております。
周会長	大変重要な問題だと思っております、行政機関だけでなく、我々の大学も、情報セキュリティ教育・研修が義務づけられていますが、実際どこまで浸透しているかというのは、確かに課題であると思います。
鴻巣委員	監査を実施するのが、デジタル推進課長となっていましたが、その監査というのは抜き打ちで実施する随時監査やあらかじめスケジュールを決めて実施する定期監査などどのような形式を想定してるのでしょうか。
事務局	現在、全課を3年間かけて監査をしております。 事前通知をして、チェックリストをお渡して、まずは自分たちの自己チェックを行っていただき、そのあとに、我々のデジタル部門でのシステム（ログなど）のチェックと面談をして、内部の個人情報などの取り扱いの状況の確認など、抜き打ちではありませんが、期間を定めて実施しています。
鴻巣委員	監査をするといろいろ出てきますけれども、それに関連していろいろな問題が上がってきた場合のことですが、他の市ですと市の個人情報保護に関する法律施行条例に罰則規定が入っている場合もあります。 龍ヶ崎市の条例では一切それに触れてないんですが何か理由があるのでしょうか。
事務局	罰則規定があるところは確かにありますが、そもそも個人情報保護法の方に罰則規定がありますので、それに準じて取り扱うような形になるため、あえて市独自の罰則規定を設けておりません。 ただし、議会の条例を見ると別の実施機関として個別に条例を制定していることから罰則規定が出てるといような作り込みになっております。
田島委員	デジタル都市推進課の皆様方はもちろん仕事ですので、個人情報の安全管理に詳しい方がいっぱいいらっしゃると思いますが、例えばこれまでの個人情報の届け出関係を見ていると数年前のものが、後から出てきたりしてるぐらいで、所管課の方は、あまり意識していないのかなと私は思います。そういう中で、どのように職員に対して意識づけをさせて、情報の大切さを認識させていけるかが、皆様方の仕事なんですけど、それが少し難しいところです。 もし税情報あたりが、闇バイト強盗などに流れたといったらこれは大変なことになり、命に関わる問題だと思しますので、やはり全庁的に情報の管理を規程だけではなく実質上できるようなシステムにしていかなければならないと思います。
周会長	何か具体的なご提案などございますか。
田島委員	例えば、管理者はしかるべきところにステップとして検証する部分を入れていかざるを得ないと考えています。ただ規程があるだけで、あなたの義務ですよ、と言ってるだけでは機能していかないと思います。 また、担当者は個人情報の取扱いについて管理者と相談しなきゃいけないというようなことも書いてありますが、実際には忙しくて忘れてました、となってし

	まうことも発生してしまうのではないかと思います。
事務局	非常に重要なところということは我々も認識させていただいております。1つの方法ではありますが、部分的なところでの制限で、例えばマイナンバーが入っている個人情報につきましては、職員個人の判断で、データが外に出せないような仕組みを取り入れております。上長の方に、このデータを持ち出ししてよろしいかという形で、上長が承認をして初めてそのデータが外に出せるという仕組みを当市でも入れていますので、そのあたりはご安心いただければと思います。
周会長	一口に情報といっても非常にセンシティブな情報から一般的な情報がありますが、何から何まで同じように厳しくやるというのは、實際上不可能なのかもしれません。例えば今の個人番号に関するの情報でございますが、非常にセンシティブなものですので厳しく管理しないといけないと思います。 確かに田島委員がおっしゃるように、規程ができたからといって、すぐに実行的にセキュリティが確保できるかという、なかなか難しい問題であります。 ぜひ、デジタル都市推進課だけではなく、全庁的にどのように取り組んでいけたらいいのかというところを考えていただければと思っております。 部長の方で何かございますか。
事務局	全庁的に取り組むということに関しましては、情報セキュリティ監査の話がありましたが、その監査の報告は、情報セキュリティ委員会といいまして、副市長をトップにして、各部長が集まった場での報告があります。 そうすると他の部で他の課でこういうことがあったということになれば、当然各部長で情報を共有し、全庁的に流すような形にしています。 例えばパソコンのデスクトップにいろんなデータが保存されているといった、小さなところからきちんとやっていくことで、大きなミスに繋がらないよう全庁的に取り組んでいるところでございます。
事務局	情報セキュリティ内部監査の結果について、市ホームページで公開をしております。 どんな項目で検査をして何がどうだったかなどが公開されていますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。 よろしくお願いします。
その他	
事務局	情報公開条例に関する情報の定義について説明
周会長	公文書管理法については、直接的には自治体に適用はないということですか。
事務局	現在の龍ケ崎市の公文書管理に関しましては、公文書取扱規程というものがございまして、それに基づいて実施しております。公文書管理法の地方公共団体の文書管理に関する努力義務というところで規定されておりますが、当市においてもその規定に基づいて実施しています。
周会長	公文書管理と情報公開というのは、車の両輪のようなもので、公文書の管理をしっかりやっていくってことは大変大事なことでと思っております。国の方でも、文書などを誤って処分、廃止してしまった例などもありますので、そのようなことがないよう、やはり規程ではなくて条例でしっかりと整備した方がよろ

	しいだろうと考えております。 情報の整理についてですが、基本的にはどのあたりが一番問題だとお考えですか。
事務局	現状としまして、電磁的記録という言葉が明確に出てきていないというところ です。その他に類するもので当然読めるところで運用はしていますが、実際に文 言を入れていきたいと考えております。 また、国は「保有をしているもの」という表現をしていて、我々の条例の方で は「管理をしているもの」となっております。県内の自治体の状況を整理してい ますが、これも様々です。情報を表す言葉も、県内で整理すると情報であったり 公文書、行政文書となっております。 こういったところの言葉をどう置いていくか、そのあたりは課題だと考えてお ります。
周会長	私は、管理という言葉を使うと、非常に範囲が狭く限定される恐れがあるよう に感じております。管理したものではないというようになってしまいますと公開 の対象にならないと解釈される恐れがあるということで、保有という言葉でよろ しいんじゃないかと思えます。 それともう一つは、歴史公文書についてはこのイメージ図のところにありまし て、さらに特定歴史公文書というものがありますが、これはどういう関係ですか。
事務局	公文書をできるだけ早い段階で歴史価値が出されるだろうと思われるものにつ いては、現用文書の段階から歴史公文書として指定をしておいて、さらに非現 用となった時点で、その中からさらに選別をし、特定歴史公文書として残してい くものとしております。 非現用になった段階で、公文書の中で歴史公文書として指定した文書は再度選 別をするとイメージをしております。
周会長	私のイメージでは、要するに保存期間が過ぎた段階で、歴史的な価値のあるも のを判断するというイメージを持っていましたが、条例の方では、これを公文書 となった時点でまず歴史的に価値のありそうなものとして指定するという手続 きを導入するんですか。
事務局	そのような手続きを想定しております。 例えば東日本大震災の記録や新型コロナウイルスの蔓延の情報など、発生した 段階で、ある程度歴史的に残さなきゃならないというようなものがございます。 今の段階でも全庁的に歴史的な価値が残される可能性があるから廃棄はしない よう、通知として文書管理の担当課から流れてはおりますが、そのようなものを 事前に明確に指定しておくというような考え方です。
周会長	このイメージ図からすると、この事前に指定される歴史公文書の中から特定歴 史公文書が指定されるということになっているわけですが、この歴史公文書に事 前に指定されてないものの中でも、もしかしたら、本来、永久保存していく必要 のあるものも含まれてるかもしれません。それはこの特定歴史公文書には含まれ ませんか。
事務局	スクリーニングについては、基本的にはすべての文書に対して実施する予定で すので、当然そういった通常の文書から出てくるということは、想定されると思 います。

周会長	いつかの審査会で、この歴史公文書についても、議論しようという話がありまして、それにふさわしい委員も入れましょうという話が出たことを記憶しておりますが、今後この審査会での対応についてはどうお考えです。		
事務局	公文書管理につきましてはデジタル都市推進課ではなくて、総務部人事行政課が所管課となっております。公文書管理に関する専門の審査会は立ち上げる予定になっているとは聞いておりますが、こちらの審査会が兼務するようなことは今のところは予定していないという状況です。ただ、当然組織的な問題もありますのでその辺りの今後の動きはまだ認識しておりません。		
田島委員	特定歴史公文書とは永久保存すべき公文書ということですか。		
事務局	永久的に残すというところもそうですが、歴史的な価値がありますので、例えば市民の皆様が利用できるような形で公開をすべきものはしていくという形になっていくと思われます。この場合、公文書として情報公開という形ではなく、公文書管理条例（仮）の方で特定歴史公文書を利用するような規定を設けるようになっていくと想定しております。 ただし、非開示情報に該当するような情報が入ってる場合もございますので、すべてがオープンにできるわけではないですけれども、公開できるものについては、市民の皆様が利用できるような形で公開する、または利用するといった制度として想定しています。		
田島委員	今はどのような取扱いをしていますか。		
事務局	文書の重要度によって保存年限を1年、3年、5年、10年、永年と設定をしています。今のところ永年保存については、すべて書庫に保存をしてあります。 その中で1つずつ選別をしていき、特定歴史公文書に該当するかどうか、しないものは廃棄をするのかといったところの選別基準もこれからというところ です。		
田島委員	今は現用文書として文書管理規程で運用しているということですか。		
事務局	現用文書として扱っており、情報公開請求の対象となっています。		
周会長	ほかに質問やご意見などはありますか。 ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。 ありがとうございました。		
閉会			
次回会議予定	2月または3月に開催予定とし調整。		
情報公開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日

令和6年第6回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の内容については、上記のとおり相違ありません。

令和6年 月 日

会議録署名人 _____